

徳島県告示第九十三号の五

令和二年徳島県告示第三百二十六号（自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び自動車税の種別割に係る証紙代金収納計器の取扱者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

「自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器及び」及び「の種別割」を削る。